



各地域や各学校等で作成されている「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応を進めることで安心・安全な学校づくりへつなげましょう。



※適切な対応へつなげるために、全教職員で共通理解しておくことが大切です。

こんな子供の姿はありませんか？

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視。
- 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 等

**再確認！**

【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法 第2条」より  
「いじめ」とは、〈略〉当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

行為の軽重に関わらず、1回限りでも本人が「嫌だ」と感じたら、**いじめ**です

いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ(例)

最優先の業務として、即日のうちに対応

問題解決に向けた、組織的な対応

①いじめの発見 **★いじめが疑われる情報のキャッチ!**

- 個人で判断せず、生徒指導担当者への報告。(生徒指導担当者から管理職へ伝える。)
- 生徒指導担当者から関係教職員へ聞き取りの指示。

②情報集約・収集

- 生徒指導担当者による情報の集約。

③いじめの認知と指導方法の決定

- 生徒指導担当者から管理職へ報告。
- 管理職と生徒指導担当者等による正確な実態把握と速やかな協議。
- 学校いじめ対策組織等による認知、対応方針等の決定。

④組織によるいじめの対応

- 学校いじめ対策組織等による対応。
- 市町村・県教育委員会や関係機関(警察・福祉・医療等)との連携。

⑤継続指導・経過観察

- いじめの解消に向けた取組。
- 日常的に注意深く観察。

⑥再発防止・未然防止活動

- 日常的に取り組むことの洗い出し。
- 「いじめを許さない学校づくり」に向けた計画。

安心・安全な学校づくりへの取組

いじめ対応の基本的な在り方(重点事項)

**POINT!** 教職員が抱え込むことは、法律違反となるため、情報共有を徹底しましょう。

※参考:いじめ防止対策基本推進法第23条第1項

**POINT!** けんかやふざけ合いであっても、丁寧に調査(アンケート等)をした上でいじめにあたるか否かを判断します。

※参考:いじめ防止対策基本推進法第2条

**POINT!** いじめは単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。

※いじめが解消している状態

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の継続(3か月が目安)
- ②被害者が心身の苦痛を受けていない。

【学校教育支援サイトの紹介】

鳥取県 学校教育支援サイト

教育相談、いじめ・不登校対策

いじめ・不登校関連資料

いじめ問題への対応【初期対応編】

鳥取県教育委員会事務局  
いじめ・不登校対策センター 作成  
2023/年4月

関連資料も御活用ください。



どんな小さなことでも、いじめが疑われる情報をキャッチしたら、学年団や養護教諭等に伝え、情報共有の第一歩を踏み出しましょう。